

広島県子ども・子育て審議会部会の設置について（案）

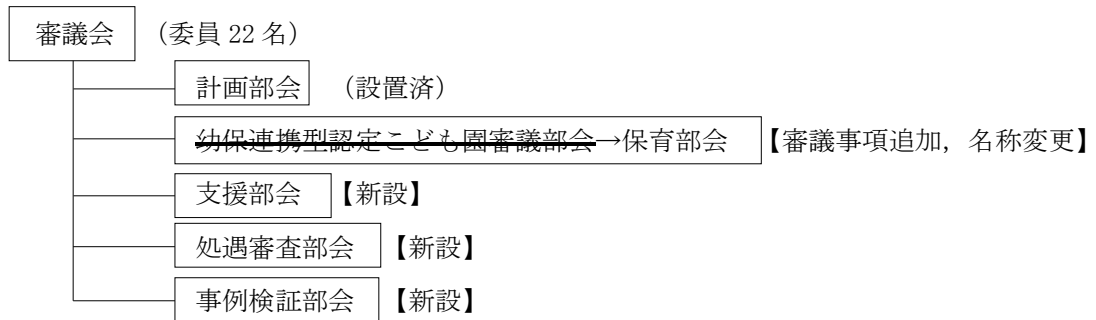
1 趣旨

令和2年10月に発生した、「西部こども家庭センターが児童養護施設に一時保護委託をしていた一時保護児童の死亡事案」に係る検証報告において、援助決定の客観性確保や専門性の向上などの課題が提言されたことを踏まえ、児童福祉審議会のあり方を見直す。

【提言内容】県は、児童福祉審議会の体制を児童相談所の諮問に直ちにこたえられるように早急に見直し、児童相談所は、児童相談所の方針の客観性確保とバックアップ体制の構築を図るため、児童福祉審議会を積極的に活用すること

2 見直しイメージ

＜広島県子ども・子育て審議会の体制＞※詳細は別紙1のとおり



3 見直しの内容

- 現在、「社会福祉審議会（児童福祉審議会）」、「児童死亡事案検証委員会」、「子ども・子育て審議会」に分かれている子供に関する審議機関を「ひろしま子供の未来応援プラン」の進捗点検や審議を行う「子ども・子育て審議会」に一元化する。
- 社会福祉審議会の同じ部会で審議している児童虐待と社会的養護については、児童虐待に関する諮問の専門性と機動性の向上を図るため、別々の部会で審議する。
- 社会福祉審議会で審議している保育所に関する事項については、幼保連携型認定こども園に関する調査審議と同一の部会で審議する。

4 各部会の審議事項と開催頻度

保育部会 : 保育所及び幼保連携型認定こども園に関する事項を調査審議【年3回程度】

支援部会 : 里親登録に関する事項を調査審議【年3回程度】

処遇審査部会 : 県こども家庭センターの処遇及び被措置児童虐待等に関する事項を調査審議【年12回程度】

事例検証部会 : 死亡事案検証に関する事項を調査審議【必要に応じて開催】

5 各部会の委員

各部会の委員及び専門委員は、会長が指名する。

6 広島県子ども・子育て審議会条例及び運営規程について

資料2, 資料3のとおり改正する。

7 今後のスケジュール

10月～（毎月1回程度） 処遇審査部会 開催（予定）

11月中旬, 3月 保育部会 開催（予定）

12月, 3月 支援部会 開催（予定）

【見直し前】

審議会名称	条例	分科会・部会等名称	審議内容
子ども・子育て審議会	子ども・子育て審議会条例	◎子ども・子育て審議会	ひろしま子供の未来応援プラン及び子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進に必要な調査審議
		○計画部会	ひろしま子供の未来応援プランの策定に向けて、集中的、効率的に審議
		○幼保連携型認定こども園審議部会	「幼保連携型認定こども園」の設置・廃止等を審議
社会福祉審議会	社会福祉審議会条例	◎社会福祉審議会	社会福祉法第7条
		○民生委員審査専門分科会 ○身体障害者福祉専門分科会・審査部会 ○高齢者福祉専門分科会 ○社会福祉法人審査専門分科会	
		○児童福祉専門分科会※1 ・児童支援部会	社会福祉法第12条第1項
広島県児童死亡事案検証委員会	広島県附属機関設置条例	・児童虐待死亡事案検証	児童虐待防止法第4条第5項

【見直し後】

審議会名称	条例	分科会・部会等名称	審議内容
子ども・子育て審議会	子ども・子育て審議会条例	◎子ども・子育て審議会	ひろしま子供の未来応援プラン及び子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進に必要な調査審議
		○計画部会	子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援行動計画の記載事項に関する調査審議
		○保育部会 （「幼保連携型認定こども園審議部会」から名称変更）	「保育所」及び「幼保連携型認定こども園」に関する事項を調査審議
		○支援部会【新設】	里親登録に関する事項を調査審議
		○処遇審査部会【新設】	県子ども家庭センターの処遇被措置児童虐待等に関する事項を調査審議
		○事例検証部会【新設】	児童死亡事案等の検証※発生時設置
社会福祉審議会	社会福祉審議会条例	◎社会福祉審議会	社会福祉法第7条
		○民生委員審査専門分科会 ○身体障害者福祉専門分科会・審査部会 ○高齢者福祉専門分科会 ○社会福祉法人審査専門分科会	

※1 児童福祉法に規定する児童福祉審議会に該当するもの

※2 太枠で囲んだ部分が「子ども・子育て審議会」に移行予定のもの